指定管理者の指定について(練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)

# 1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

- (1) 団体の名称 社会福祉法人 武蔵野会
- (2) 所在地 東京都八王子市台町二丁目7番22号
- (3) 代表者理事長 青木 昌子

#### 3 指定の期間

平成19年11月1日から平成24年3月31日まで(4年5ヶ月間)

# 4 選定の経過

平成19年1月10日 第一回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討)

3月9日 第一回練馬区議会定例会

(練馬区立障害者地域生活支援センター条例改正案議決)

4月1日 募集要項配布開始

4月20日 応募説明会(参加団体数10)

5月10日~16日 応募書類受付(応募団体数5)

6月4日 第二回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)

6月30日 経営診断委託

7月3日・4日 第三回指定管理者選定委員会

(施設実地調査)

7月11日 第四回指定管理者選定委員会

(評価・採点、審査)

8月3日 指定管理者候補決定

#### 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した(審査結果は、別表のとおり)。

なお、指定管理者選定委員会では、第二回以降、有識者委員 2 名を加えて評価を 行った。

(1) 団体の安定性・継続性

補助金への依存度が低く、自主運営による事業収入が収入全体の約8割を占めていること。

また、資金面、収益面、財務面とも優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、役員の構成が適正であること。役員会が定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

身体障害者および知的障害者の施設の運営実績があること。高齢者施設も含めて多様な施設運営の実績が十分あること。

また、練馬区内で知的障害者入所施設を運営しており、休日・夜間のバックアップ体制を確保できること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

法人として経営コンサルティング事業者の協力を得て、経営改革推進に取り組

んでおり、本センターにおいても効率的運営に取り組む意欲があること。

また、練馬区内の法人事業所職員を活用した行事や夜間対応等への効率的な応援体制、設備の共同利用、物品購入等の一括発注などを推進し、経営コストの低減を図る提案を行っていること。

### (6) 受託への熱意・意欲

「練馬区民の誰もがいつでも気軽に相談でき、適時適切な支援を障害者の立場に立って親切に提供し、共生社会の実現を目指す」という方針を打ち出していること。

また、それに対して「24時間365日態勢で迅速な対応をとる」、「障害福祉サービスの拠点としての役割を果たす」、「現在運営している法人施設においての多様な支援を踏まえ、より良い福祉サービスを提供する」など、具体的な基本提案を打ち出していること。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

法人リスクマネジメント委員会および各事業リスクマネジメント委員会を設置 し、支援上の細かな問題も含めた対応システムを構築していること。

#### (8) 施設管理運営体制

運営している施設において、第三者評価を進んで受審し、その評価結果が良好であること。

また、障害者が地域で自立して生活していくために必要な地域づくりのために、 積極的に住民との協働を図っていること。

# (9) 利用者への対応 (接遇を含む。)

苦情解決に関して、運営施設内に利用者、家族向けに掲示があり、苦情対応の 仕組みが構築されていること。

また、職員倫理綱領や行動規範が整備されており、利用者への公平公正な対応を遵守していること。

さらに、法人内に支援向上委員会を設置し、接遇マナー向上に関するチェック リストを作成するなど、利用者に対する接遇マナー点検に日常的に取り組んでい ること。

# (10) 職員の育成

法人の全職員を対象に施設内研修を充実させるとともに、外部研修の受講も促

進し、能力向上に努めていること。

また、平成18年度から人事考課制度を採用し、職員の自己啓発や研鑽に基づく 資質の向上や育成を組織的に進めていること。

さらに、相談支援者向けの講習への積極的な参加や講師派遣による研修の実施など職員の専門性の向上を図っていること。

#### (11) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という理念の下に、利用者本 位の福祉の実現に取り組んでいること。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員倫理綱領や行動規範を定め、職員に対して周知、徹底させていること。

さらに、利用者、家族、関係者に対して掲示板、広報誌での周知に努めている こと。

#### (12) 事業実施に向けての提案

地域啓発事業やボランティアの養成、当事者グループの育成などの支援、社会 資源の積極的な活用の支援、パソコンを利用した情報提供・本人活動の支援など の提案があること。

また、ピアカウンセリング(※)の実施においては、さまざまな相談に対応するため、障害の別や年齢などを考慮した提案があること。

さらに、休業時間帯での緊急対応策については、練馬区内の法人が運営する知的障害者入所施設の職員による緊急電話相談での対応を提案しており、状況に応じてセンター職員等への継送・緊急連絡を行うなど確実に相談につなげていくことが可能なこと。その際には、同入所施設の看護師による保健医療分野の対応を図ることが出来ること。

(※)障害者が社会生活を送る上で必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた助言や支援を行うこと。

### 問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画主査

電話03 (5984) 4602 FAX03 (5984) 1214

# 指定管理者(社会福祉法人武蔵野会)の評価結果

(練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無(2) 事業効率の状況(3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無(5) 経営の安全性	5	4
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5	4
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5	4
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況(3) 過去のトラブルへの対応状況	1 0	8
5 効率的運営・効率化への取組み (1)人員配置の適正性(2)多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3)再委託の範囲の適正性(4)事業計画と収支計画の適正性 (5)経営努力に関する提案内容	1 0	8
6 <b>受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5	4
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	5	4
8 施設管理運営体制 (1) 一定のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	1 0	8
9 利用者への対応(接遇を含む)(1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無(2) 利用者への公平公正な対応(3) 利用者等の人権に対する姿勢(4) 職員の接遇に関する取組み	1 0	8
10 職員 <b>の育成</b> (1)職員に対する研修体制	5	4
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5	4
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む) (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	1 0	6
13 事業実施に向けての提案 (1) 障害者の自立した日常生活または社会生活を営むための提案内容 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	1 5	1 2
合計	100 点	78 点